

「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹 (大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT, TOKYO

行政契約

行政契約の意義

- ・行政契約＝行政主体が締結する契約
- ・公法契約＝公法による契約。公務員の勤務契約、公共用地取得のためになされる土地収用法上の協議などが該当する。
- ・私法契約＝私法（民法など）による契約。物品納入契約、建築請負契約、交通・郵便・電話などの利用関係などが該当する。但し、特別法の規定があれば別である。

行政契約の例

- ①都営地下鉄、都営バスなど: 事業主体＝請負契約(運送契約)
- ②官公庁などの建物の建築工事: 民法上の請負契約
- ③水道事業: 水道法による給水契約
- ④道路などを建設するための用地取得: ほとんどの場合は民事上の売買契約による。
- ⑤開発などの際に納入を要請される負担金

準備行政における契約

- ・「物的手段を整備する行為」に関する契約
- ・基本的に民法上の手法(売買契約や請負契約など)が利用される。但し、
- ・土地収用法が利用される場合もある。
- ・会計法・国有財産法・物品管理法・地方自治法というような特別法が適用される場合もある。
- ・契約の締結に際しては、入札という手続がとられる(国の場合は会計法、地方公共団体の場合は地方自治法第234条以下が適用される)。

給付行政における契約

- ・契約による場合であっても、**平等原則が適用され**(差別的取り扱いの禁止)、**供給義務を課す**場合がある。
- ・この場合は、契約の解除についても法的な制約が課されることになる。
- ・私企業であっても、同じような義務が課される場合がある(電気事業法第18条、電気通信事業法第25条、ガス事業法第16条、水道法第15条)。
- ・水道法第15条第1項:「水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。」

最一小判平成11年1月21日民集53巻1号 13頁(1)

- ・人口が急増し、地形の関係などによって水源を新たに確保することが難しい状況にある市町村は、マンション建設業者による給水契約の申込みに対し、契約の締結を拒否することができるか？
- ・水道法第15条第1項にいう「**正当の理由**」は「**水道事業者の正常な企業努力にもかかわらず給水契約の締結を拒まざるを得ない理由を指すものと解される**」。
- ・市町村は、「可能な限り水道水の需要を賄うことができるように」策定し、実施する「供給計画によって対応することができる限り、給水契約の申込みに対して応ずべき義務があり、みだりにこれを拒否することは許されない」。

最一小判平成11年1月21日民集53巻1号
13頁(2)

- ・しかし、市町村への「給水契約の申込みが右のような適正かつ合理的な供給計画によっては対応することができないものである場合には、法15条1項にいう『正当の理由』があるものとして、これを拒むことが許される」。
- ・「そうすると、右のような状況の下における需要の抑制施策の一つとして、新たな給水申込みのうち、需要量が特に大きく、現に居住している住民の生活用水を得るためではなく住宅を供給する事業を営む者が住宅分譲目的でしたものについて、給水契約の締結を拒むことにより、急激な需要の増加を抑制することには」、水道法第15条第1項にいう「正当の理由」があるといえることができる。

最三小判平成16年7月13日民集58巻5号
1368頁 事案

- ・1989(平成元)年:名古屋市、世界デザイン博覧会を開催。
- ・財団法人名古屋デザイン協会:会長は名古屋市長、副会長は市助役、監事は市収入役。
- ・博覧会の赤字が予想されたので、博覧会で使用された諸施設や諸物件の売却のための契約が、市と同協会との間で結ばれた。
- ・名古屋市の住民が契約の不当性を主張して、市長、市助役、市収入役、同協会を被告として住民訴訟を提起した。

最三小判平成16年7月13日民集58巻5号
1368頁 判旨(1)

- ・「普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約締結行為であっても、長が相手方を代表又は代理することにより、私人間における双方代理行為等による契約と同様に、当該普通地方公共団体の利益が害されるおそれがある場合がある。」
- ・「普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約の締結には、民法108条が類推適用されると解するのが相当である。」

最三小判平成16年7月13日民集58巻5号
1368頁 判旨(2)

- ・「普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表するとともに相手方を代理ないし代表して契約を締結した場合であっても同法116条が類推適用される」。
- ・「議会が長による上記双方代理行為を追認したときには、同条の類推適用により、議会の意思に沿って本人である普通地方公共団体に法律効果が帰属するものと解する」。

最三小判平成16年7月13日民集58巻5号
1368頁 判旨(3)

- ・「デザイン博は市の事業として行われたのであって、市は、第1審被告協会の設立に際し、第1審被告協会(注:財団法人世界デザイン協会)に市の基本的な計画の下でデザイン博の具体的な準備及び開催運営を行うことをゆだねたものと解することも可能である」。
- ・市と世界デザイン協会との間には「実質的にみて準委任的な関係が存したものと解する余地がある。」

最三小判平成16年7月13日民集58巻5号
1368頁 判旨(4)

- ・「市が、第1審被告協会に対し、同協会がデザイン博の準備及び開催運営のために支出した費用のうち、市が同協会にゆだねた範囲の事務を処理するために必要なものであって基本財産と入場料収入等だけでは賄いきれないものを補てんすることは、不合理ではなく、市にその法的義務が存するものと解する余地も否定することができない。」
- ・「上記の点は、本件各契約の締結に裁量権の逸脱、濫用があったか否かを判断する上で、重要な考慮要素となる」。

規制行政における契約(1)

(1)公害防止協定

現在は法的拘束力を認める見解が有力(通説?)である。但し、

- ・法律による行政の原理との関係から、
- ・契約において強制的な行政調査、代執行、直接強制などの活動を規定することは許されない。
- ・たとえ相手方の合意があったとしても、罪刑法定主義の観点から、契約において罰則を設けることはできない。

規制行政における契約(2)

最二小判平成21年7月10日判時2058号53頁

- ・某市と産業廃棄物処理業者との間の公害防止協定に、当該施設の使用期限を超えて産業廃棄物の処分を行ってはならない旨が定められていた。
- ・その期限を経過してもなお産業廃棄物処理業者が当該施設を使用していた場合に、市は当該施設使用の差止を請求することは認められるか。
- ・産業廃棄物処理法第1条、第14条、第15条などの規定による都道府県知事の許可は、「処分業者に対し、許可が効力を有する限り事業や処理施設の使用を継続すべき義務を課すものではない」。

規制行政における契約(3)

- ・「**処分業者が、公害防止協定において、協定の相手方に対し、その事業や処理施設を将来廃止する旨を約束することは、処分業者自身の自由な判断で行えることであり、その結果、許可が効力を有する期間内に事業や処理施設が廃止されることがあったとしても、同法に何ら抵触するものではない。**
- ・本件の公害防止協定第12条は「知事の許可の本質的な部分にかかわるものではなく、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第15条が「予定する協定の基本的な性格及び目的から逸脱するものでもない」→**公害防止協定第12条の「法的拘束力を否定することはできない。**

規制行政における契約(4)

(2)開発協力金・開発負担金の納付契約

宅地開発許可の際に要請される契約で、地方公共団体が要綱に従って行政指導を行い、相手方の協力によって実現する。

(3)公用負担契約

私人の土地の上に公共施設を設置する場合の契約。土地の所有者である私人の承諾を受けた上で契約を締結し、所有権について公用目的を達成する限りにおける制約を課する。

行政主体間の契約

(1)民事法の契約

国有財産である土地を地方公共団体に売却する場合(払い下げ)、など。

(2)行政主体間における事務の委託＝事務委託

地方自治法第252条の14(一般的な規定)、学校教育法第40条第1項(個別分野の例)

▲契約ではなく、合同行為として、地方公共団体の事務を共同で処理する方法がある。地方自治法には、組合(第284条)、協議会(第252条の2)、委員会などの共同設置(第252条の7)などが規定されている。
